

水稲品種「はれわたり」に関する商標等の使用許諾要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、別添1に掲げる青森県（以下「県」という。）が保有する商標権に基づく水稲品種「はれわたり」に関する商標及びこれに基づく標章（以下「商標等」という。）を第三者に使用させるに当たって必要な事項を定めるものである。
- 2 この要領の規定は、県との間で別途契約を締結して行う商標等の使用については適用しない。
- 3 県は、次の各号に掲げる事務については、第三者に委託して実施させることがある。
- (1) 第4条第1項の許諾に関する事務、第5条第5項の規定による許諾に関する事務及び同条第8項に基づく届出の受理に関する事務
 - (2) 第7条第1項の規定による取消しの事務
 - (3) 第8条の規定による管理台帳の整備に関する事務
 - (4) (1) から (3) までに掲げる事務に付随する事務

(使用の範囲)

- 第2条 商標等は、次の場合に使用させることができる。
- (1) 別添1で定める指定区分の製品に使用する場合
 - (2) 別添1で定める指定区分以外の製品及び役務に使用する場合であって、その使用により「はれわたり」の認知度向上等に資すると認められるとき

(使用料)

第3条 商標等の使用料は、無償とする。

(使用の申請)

- 第4条 商標等の使用を希望する者は、あらかじめ、県又は県から委任を受けた者に申請してその許諾を受けなければならない。
- 2 前項の申請は、次の各号の区分に応じ、当該各号で定める様式により行わなければならない。
- (1) 商標等を米袋に使用する場合であって、別添2で定める米袋用統一デザインを改変せずに使用しようとするとき 様式第1号
 - (2) (1) 以外の形態や方法等で商標等を使用しようとするとき 様式第2号

(使用の許諾)

第5条 県又は県から委任を受けた者は、申請の内容がいずれかに該当する場合は、

前条第1項の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができない。

- (1) 商標等の使用によって商品の品質の誤認又は他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 別添2で定める商標等使用に当たっての遵守事項に合致していないと認められるとき。
 - (3) 立体物で、その表現が本商標等の立体物と認められないとき。
 - (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用すると認められるとき。
 - (5) 商標等の使用によって迷惑行為その他社会的な問題が生じるおそれがあるとき。
 - (6) その他商標等の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 県又は県から委任を受けた者は、使用許諾をするときは第3号様式によりその旨申請者に通知する。
- 3 使用許諾には、商標等の維持、管理のため必要な条件を付することができる。
- 4 使用許諾の有効期間は、許諾した日から起算して3年以内とする。
- 5 商標等使用者は、商標等の使用の内容を変更しようとするときは、様式第4号により、県に申請してその許諾を受けなければならない。
- 6 第1項及び第3項の規定は、前項の許諾について準用する。
- 7 前項の規定による許諾後の使用許諾の有効期間は、変更前の使用許諾の日から起算して3年以内とする。
- 8 使用許諾を得た者は、その有効期間内に商標等を使用する必要がなくなったときは、様式第5号により届け出なければならない。

（使用上の遵守事項）

第6条 商標等使用者は、商標等の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた目的及び範囲以外には使用しないこと。
- (2) 自己が受けた使用許諾について、第三者に再許諾しないこと。
- (3) 商標等の表示は、別添2で定めるとおりとすること。
- (4) 別添2で定める米袋用統一デザインは「はれわたり」の精米販売用以外に使用しないこと。
- (5) 使用許諾を受けて製作した米袋を、許諾を受けていない者に使用させないこと。また、譲渡しないこと。
- (6) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (7) 商標等の使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (8) 第三者が商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに県又は県から委任を受けた者に報告すること。

- (9) 自己の商標等の使用により生じた第三者との係争、審判、訴訟等への対応に当たって、県に協力すること。
 - (10) 商標等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとし、県及び県から委任を受けた者に何らの負担も生じさせないこと。
 - (11) 商標等の使用に際して、故意又は過失により県又は県から委任を受けた者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
 - (12) 県又は県から委任を受けた者が行う商標等の使用に関する調査等に協力すること。
- 2 県又は県から委任を受けた者は、前項各号の事項が遵守されるよう、商標等使用者に対して指導を行うことがある。

(使用許諾の取消し等)

第7条 県及び県から委任を受けた者は、次に掲げる場合には、その行った使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 商標等使用者が当該使用許諾の範囲を超えて商標等を使用したとき。
- (2) 商標等使用者が第5条第1項各号のいずれかに該当し、又は第6条に違反することとなったとき。
- (3) その他商標等の使用により、「はれわたり」のイメージや評価などに重大な支障を及ぼすと認められるとき。

- 2 前項の規定により使用許諾を取り消された者は、取消し後2週間以内に商標等を使用した製品等を廃棄しなければならない。
- 3 第1項の使用許諾の取消し後も商標等の使用が止まない場合は、県は商標等の使用の差止めのため必要な措置を講じる。
- 4 県及び県から委任を受けた者は、第1項の使用許諾の取消しにより、損害が発生した場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(商標の管理)

第8条 県又は県から委託を受けた者は、商標等の適切な管理のため、様式第6号により使用許諾の状況等について整理するものとする。

(不保証)

第9条 県は、本商標につき無効事由の不存在を保証しない。

- 2 県は、本商標の使用が第三者の権利により制限を受けないことを保証しない。

(不爭義務)

第10条 商標使用者が直接又は間接に本商標の有効性を争う場合、県又は県から委託を受けた者は、その使用許諾を取り消すことがある。

(管轄裁判所)

第11条 この要領に基づく商標等の使用に関し、訴訟等が生じたときは、青森地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第12条 この要領に定める事項のほか、本商標等の適正な使用を確保するために必要な事項が生じた場合は、別途県が定める。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (一部改正)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。